

評価基準等の考え方について

- 1. 第2回評価委員会までの経過 2
- 2. 評価について 3
- 3. 評価基準について 4
- 4. 中期計画・年度計画について 5
- 5. 年計等への市・評価委員会の関わり 6
- 6. 市計画と独法計画との関係 7
- 7. 第3回評価委員会における議論項目 8
- 8. 第3回評価委員会における議論の方法と目指す成果 8
- 9. 考え方に関する事務局案 9
- 10. 評価スケジュール 10
- 11. 中期目標達成にかかるPDCAサイクル 11
- 12. 直近の評価スケジュール 12
- 13. R2アクションプランの達成状況 13

1 第2回評価委員会までの経過

【委員ご意見】

- 今後、具体的な評価基準というのが大切になってくるが、行政のみで原案を作ることには限界がある。
⇒ 中期目標に、評価委員会の見解に基づき定める旨規定済
(中期目標 第3の3(1)PDCAサイクルの確立)
- 評価基準を策定するにあたっては、考え方を合わせておくべきで、十分に議論をしていきたい。

【第2回評価委員会での確認事項】

- ⇒ 今年度中に「評価基準の**考え方**」を議論する。

2 評価について

○評価主体（法28条第1項）
⇒ 市（法人の設立団体）
（法人の自己評価・評価委員会の意見を踏まえ評価）

○評価対象（法28条第1項）
⇒ 業務の実績（事後評価）



3 評価基準について

○評価基準（法令等による統一ルールなし）

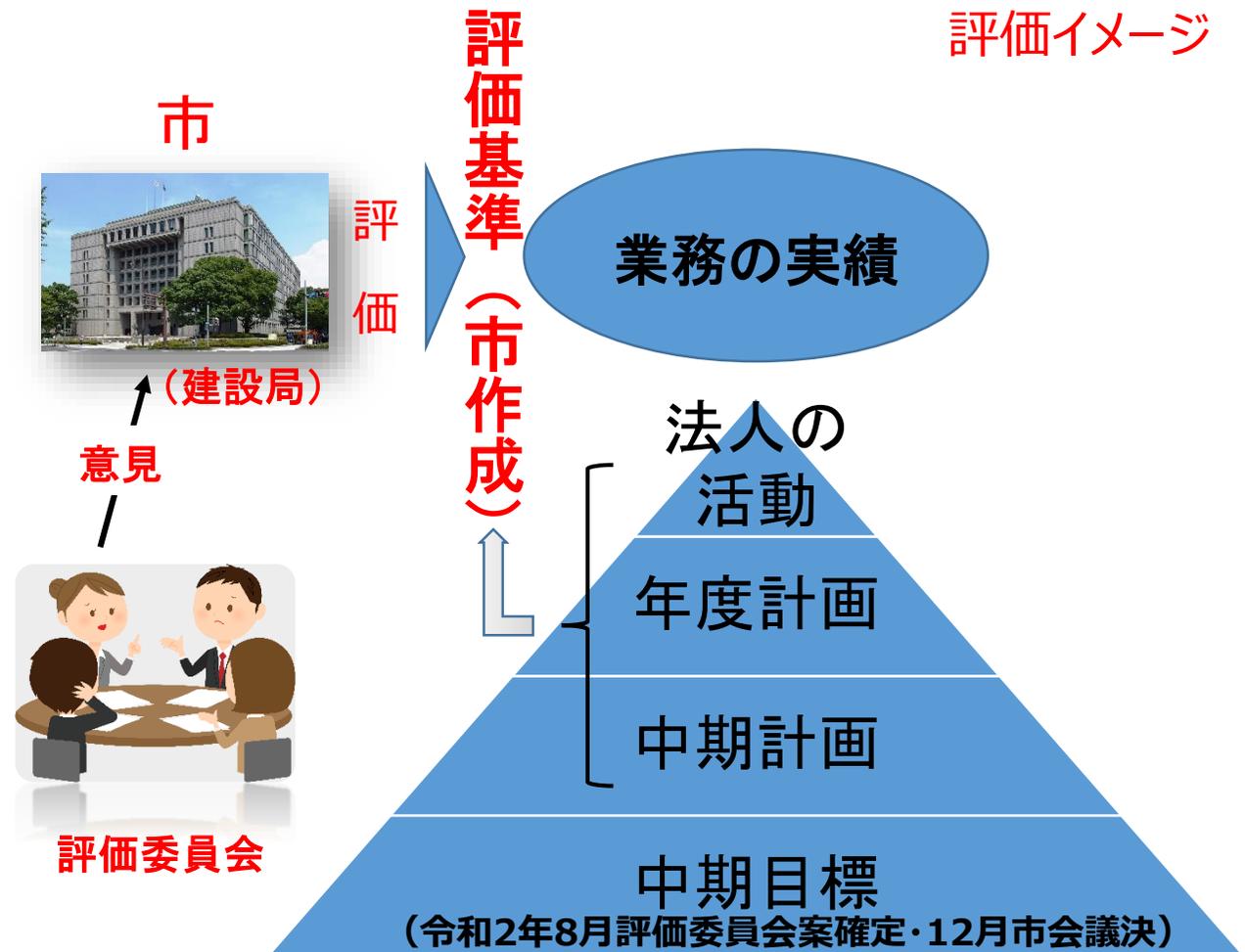
⇒ 評価委員会の見解に基づき作成
（中期目標第3の3(1)PDCAサイクルの確立）

○評価基準の考え方

⇒ 評価対象（業務実績）の基礎である中期目標・中期・年度計画を踏まえ検討

⇒ 中期目標は評価委員会で審議済

⇒ 中期・年度計画について確認、検討



4 中期計画・年度計画について

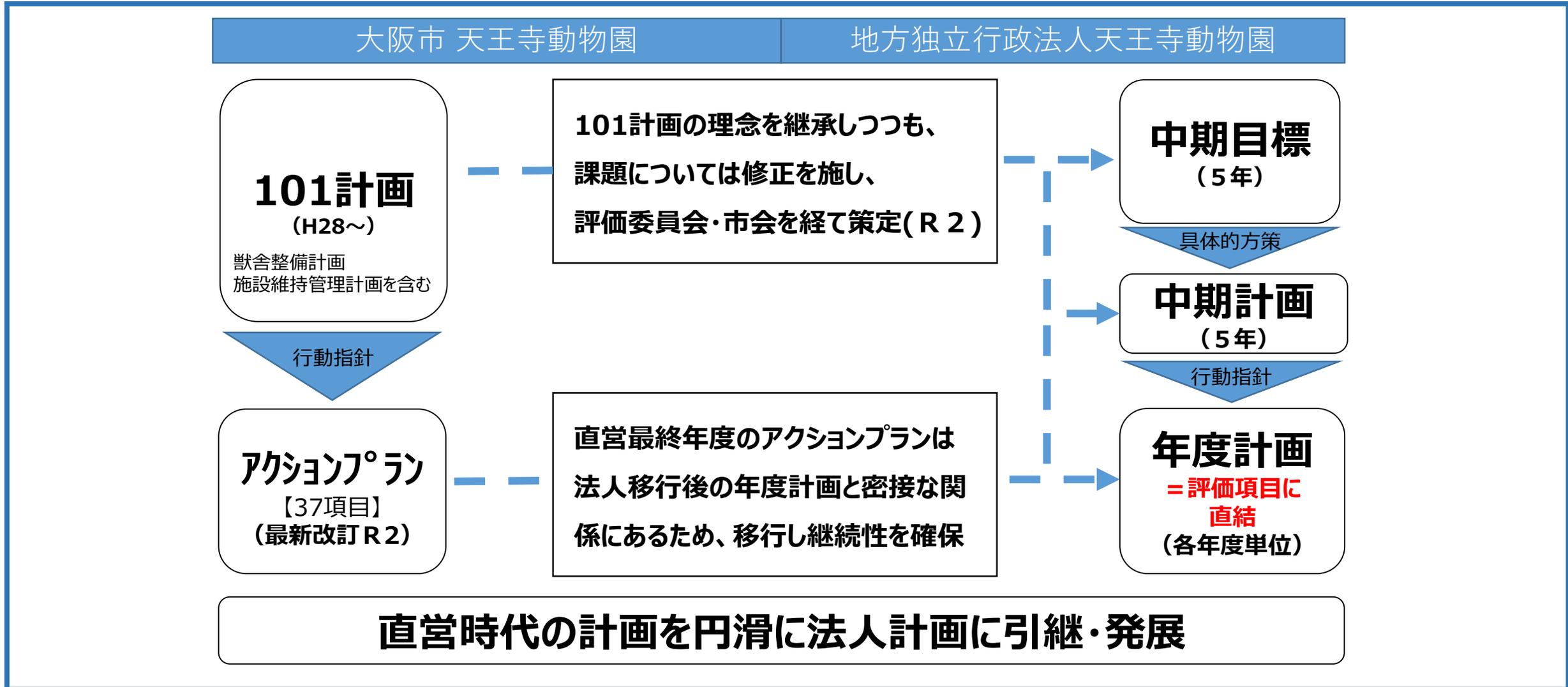
- 法人は、設立後、令和3年4月から中期目標の達成に向け速やかに活動できるよう、「中期計画」、「年度計画」（以下「年計等」という。）を作成する必要がある。

中期計画（5年間）（26Ⅰ） ・中期目標達成のための計画 ・市の認可（変更時も同様）	主に中期目標規定の事業に関すること （26Ⅱ①②） 主に事業実施の財源に関すること （26Ⅱ③～⑦）
年度計画（毎年度）（27Ⅰ） ・中期計画達成のための計画 ・市への届出	中期計画に基づき、定める当該事業年度の <u>業務運営に関する計画</u>

5 年計等への市・評価委員会の関わり

- 本来、年計等は、法人自らが作成するものである。
- しかし、今般、評価基準の考え方の議論に不可避であること、新設法人であり、できるだけ速やかに経営を軌道に乗せる必要性があることから、年計等を作成するにあたっての「考え方」について、市と評価委員会で議論し、設立団体としての市の考え方を法人に引き継ぐものとする。
- 法人は、市の考え方を参酌のうえ、法人の判断で年計等を作成し、法の手続きに則り市への認可申請、届出を行うこととなる。

6 市計画と独法計画との関係



7 第3回評価委員会における議論項目

(1) 年計等作成の考え方

中期目標を踏まえ法人が作成する年計等作成の考え方について議論する。

(2) 評価基準の考え方

年計等に基づき法人が行った業務の実績に対する評価基準の考え方について議論する。

(3) 評価スケジュール

8 第3回評価委員会における議論の方法と目指す成果

前項に関する事務局案について、評価委員会で議論し、評価委員会としての「考え方」等を取りまとめる。

9 考え方に関する事務局案

(1) 年計等作成の考え方

【考え方①】

中期計画は、中期目標に定められた事項の計画であるところ、中期計画は、中期目標制定主体の市の認可が必要なこと、中期目標の制定には、委員会が携わったことを踏まえると、中期計画作成の考え方にあたって、改めて委員会の関与は不要

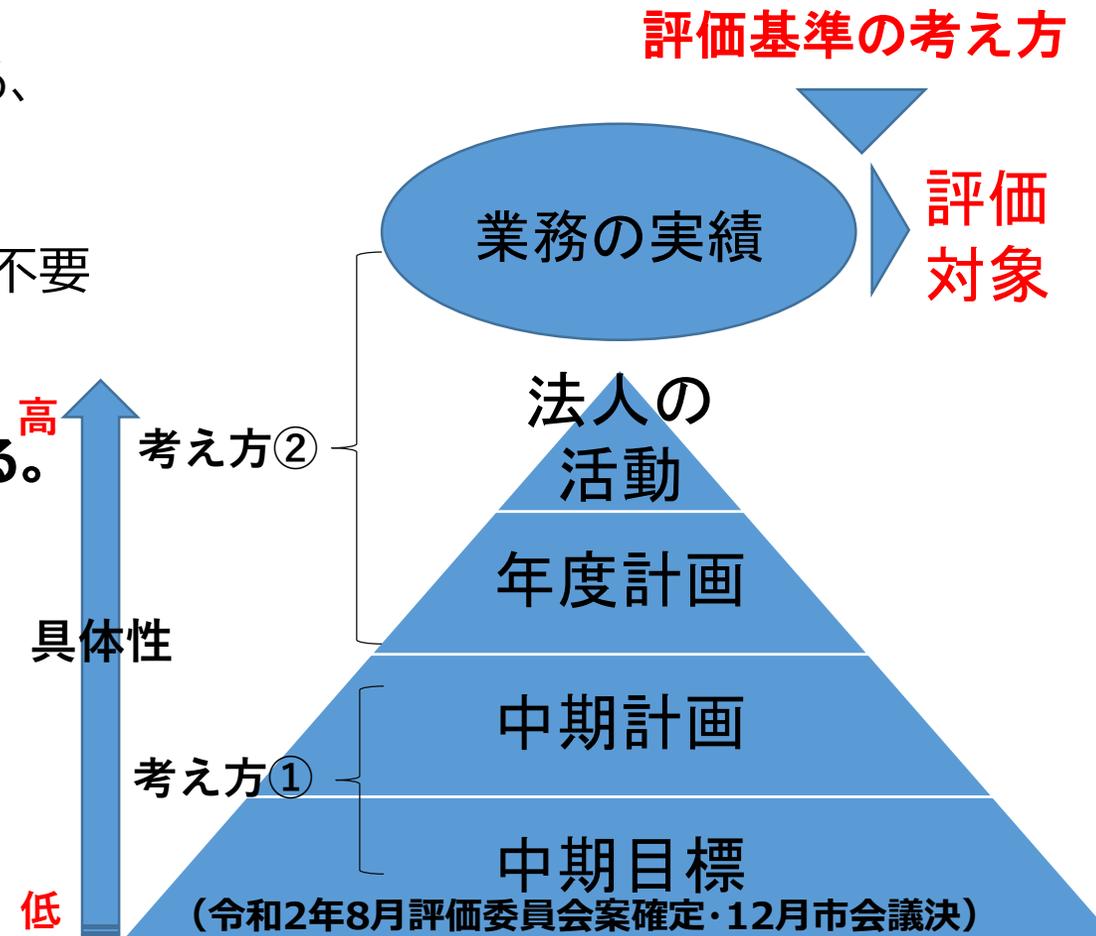
【考え方②】

評価と密接に関わる法人の活動に最も近く、
具体的・技術的である「**年度計画**」を評価項目の基礎とする。

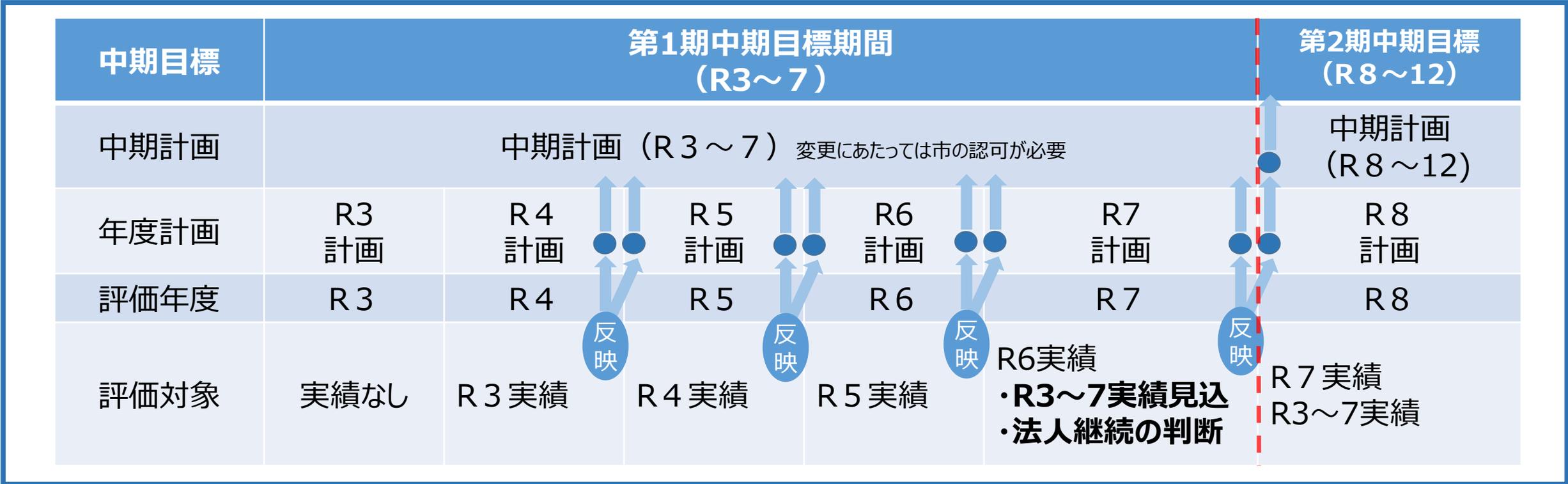
- ⇒ 年度計画は、評価を意識して具体的に定めることに留意
- ⇒ 初年度はアクションプランとの連続性にも留意

(2) 評価基準の考え方

考え方①、②、今年度アクションプラン（法人の年度計画相当）の達成状況も踏まえ、評価の具体的事象及び方法（定量・定性）などについて、本委員会で議論された考え方を踏まえ、今後、市で取りまとめ。



10 評価スケジュール



説明

	チェック項目 (主体は市。※は要・評価委員会意見)	アクション項目 (主体は法人)
R4~R7 共通	<ul style="list-style-type: none"> 各事業年度 (R3~R6) の実績評価 (28 I ①) ※ 実績評価を踏まえた業務運営改善命令 (28VI) 中期計画の変更命令 (26III) 	事業運営・年度計画 (当年度次年度問わない) ・中期計画に反映・公表 (29)
R7のみ	<ul style="list-style-type: none"> R3~R7の実績見込みの実績評価 (28 I ②) ※ 法人継続の検討及び結果公表 (30 I・III) ※ 	なし

11 中期目標達成のためのPDCAサイクル

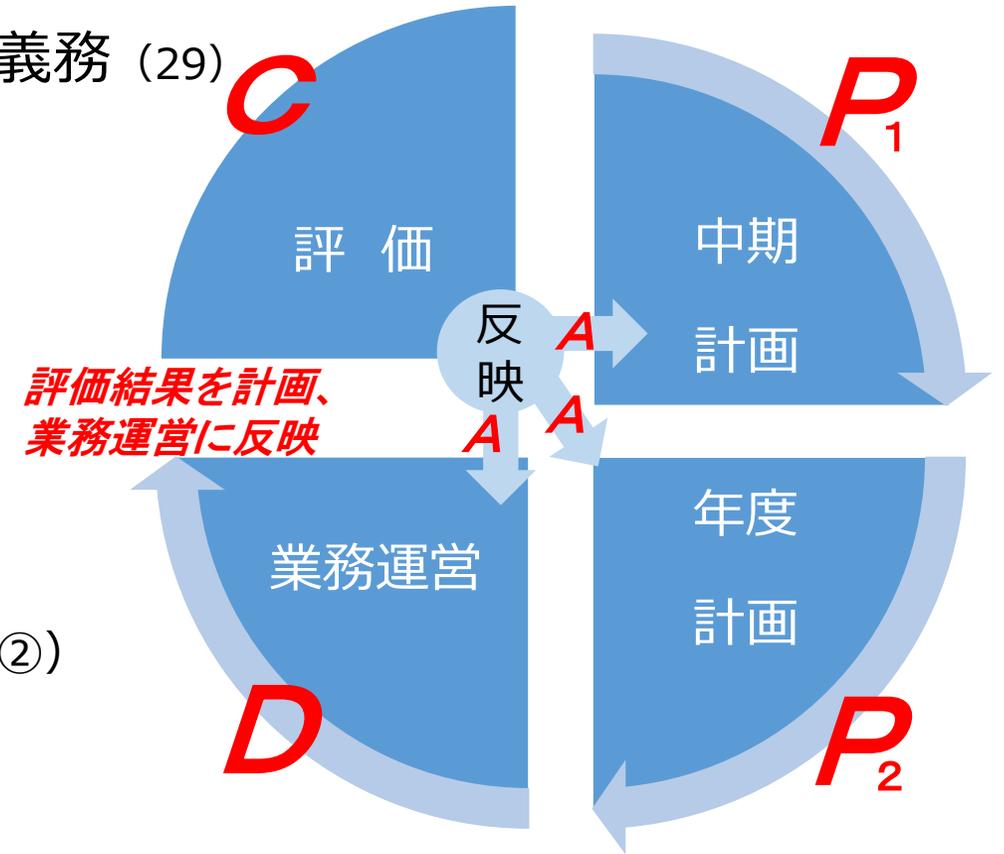
○法人

- 評価の業務運営・中期・年度計画への反映状況公表義務 (29)

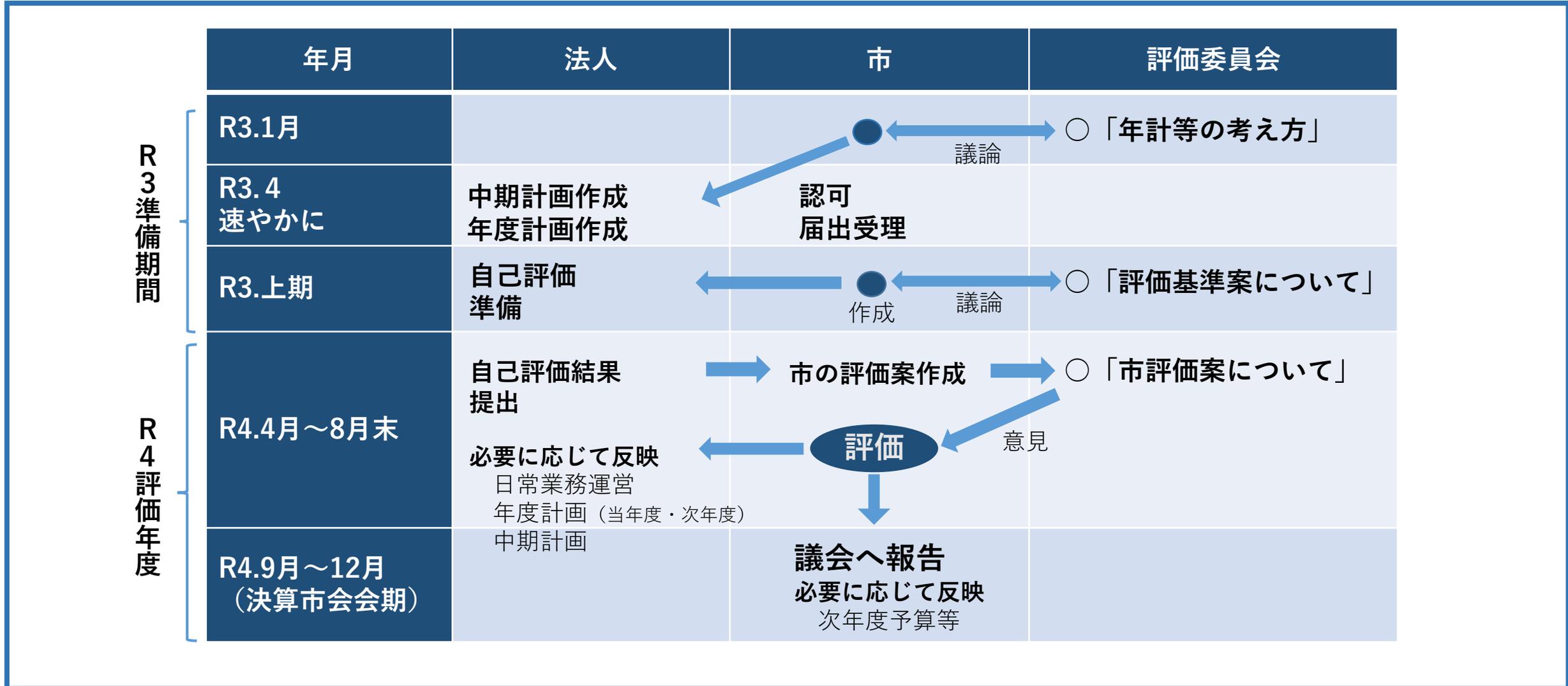
○市

- 業務運営の改善措置命令 (28Ⅵ)
- 中期計画の変更命令(26Ⅲ)
- 立入検査 (121Ⅰ)
- 役職員の法令違反に対する措置命令 (122Ⅰ)
- 理事長に職務上の義務違反がある場合の解任 (17Ⅱ②)
- 中期目標終了後の法人継続にかかる判断 (30Ⅰ)

中期目標達成のための業務サイクル



12 直近の評価スケジュール



13 アクションプラン（R2）の達成状況（別紙一覧表参照）

現アクションプラン達成見込み

評価項目	評価	方針	
37項目	○ 達成	日常業務として取組む	23項目
	△ 一部達成	達成に向け 引き続き取組む	11項目
	× 未達成		3項目

法人の年度計画に反映

現アクションプランの項目はすべて、中期目標に関連する項目であるため、評価結果に関わらず、法人の年度計画に反映

独法の年度計画

現アクションプランからの引継ぎ項目と中期目標を踏まえて法人が新たに実践する取組み（※）を踏まえ作成

※ 渉外営業戦略（ファンドレイジング）の立案やICT導入による業務標準化や効率化など

(参考資料) 地方独立行政法人法抜粋①

(役員解任)

第十七条 省略

2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 省略

二 職務上の義務違反があるとき。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

(参考資料) 地方独立行政法人法抜粋②

(年度計画)

第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（以下この条及び第二十九条において「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2～5 省略

6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(評価の結果の取扱い等)

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

(参考資料) 地方独立行政法人法抜粋③

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 省略

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

(報告及び検査)

第二百一十一条 総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体の長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、地方独立行政法人（総務大臣又は都道府県知事にあつては、第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行った地方独立行政法人に限る。以下この項において同じ。）に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、地方独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

(違法行為等の是正等)

第二百二十二条 設立団体の長は、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。